資料Ⅰ－２－１－①

政策評価と国の研究開発評価に関する大綱的指針による評価との関係
（各府省の研究開発評価指針等）

国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）では、研究開発評価の実施に当たって、評価法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととされており、各府省において策定された研究開発評価指針等においても基本的にこの関連付けは同じものとなっている。

区分	研究開発評価指針等
総　務　省	本指針は、大綱的指針に基づくものであるが、その内容は、評価法及び同法に基づき策定された基本方針並びに「総務省政策評価基本計画」との整合を図っており、政策評価の一環としての研究評価にも対応できるものである。（総務省情報通信研究評価実施指針）
	本指針による評価は、評価法に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。（消防庁研究開発評価実施指針）
財　務　省	本実施要領は、財務省関税中央分析所において実施する調査・研究について、大綱的指針の趣旨に沿った適切な評価を実施するための方法を定めるものである。（財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領）
文部科学省	評価法、基本方針、「文部科学省政策評価基本計画」に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施するに当たっては、大綱的指針及び本指針に基づき行うものとする。（文部科学省における研究及び開発に関する評価指針）
厚生労働省	評価法、基本方針及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施する際は、大綱的指針及び本指針に基づき行うこととする。（厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針）
農林水産省	評価法に基づき「農林水産省政策評価基本計画」及び「農林水産省政策評価実施計画」において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、「農林水産省政策評価基本計画」に定める評価結果の決定手続を経た上で公表する。（農林水産省における研究開発評価に関する指針）
経済産業省	本指針は、大綱的指針等に沿った適切な評価を遂行するための方法を示す。同時に、評価法に基づく「経済産業省政策評価基本計画」に沿った、経済産業省政策評価のうち研究開発に関する部分の実施要領としての性格を持つ。（経済産業省技術評価指針）
国土交通省	本指針による評価は、評価法に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。（国土交通省研究開発評価指針）
環　境　省	評価法に基づく「環境省政策評価基本計画」において政策評価の対象とされたものの評価に当たっては、本指針のほか、環境省政策評価基本計画によるものとする。（環境省研究開発評価指針）
防　衛　省	研究開発評価を行うに当たっては、本指針に従うとともに、大綱的指針の趣旨に沿った適切な評価を行い、かつ、評価法に基づく政策評価と整合を図るものとする。（防衛省研究開発評価指針）

（注）各府省の研究開発評価指針等を基に作成した。

資料Ⅰ－２－１－②　各府省における研究開発を対象とする評価の実施件数

（単位：件）

区分	研究開発課題				研究開発施策				計
	事前	中間	事後	追跡	事前	中間	事後	追跡	
総　務　省	9	－	5	－	－	－	－	－	14
財　務　省	－	－	－	－	－	－	－	－	－
文部科学省	17	－	－	－	－	－	－	－	17
厚生労働省	28	－	408	－	－	26	－	－	462
農林水産省	5	2	2	－	2	1	－	－	12
経済産業省	57	9	3	－	－	－	－	－	69
国土交通省	68	1	27	－	－	－	－	－	96
環　境　省	－	－	－	－	－	－	－	－	－
防　衛　省	14	－	5	－	－	－	－	－	19
計	198	12	450	－	2	27	－	－	689

（注）各府省から送付を受けた評価書を基に作成した。

資料Ⅰ－２－１－③

大綱的指針の策定を踏まえた研究開発評価指針等の改定状況、評価の実施状況

区　　分	総　　務　　省					
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「総務省情報通信研究評価実施指針」 平成21年10月改定（平成14年6月制定、18年4月改定）			「消防庁研究開発評価実施指針」 平成18年7月制定		
[大綱的指針のポイント（評価関係）]	**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**		**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**	
○　効果的・効率的な評価の実施 （重層構造における評価の効率的実施、評価の実施・活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	・個々の評価が担う責任の範囲の明確化と評価相互の有機的な連携・活用 ・評価目的や評価対象の内容に応じた適切な方法を採用 ・データベースを構築・管理			・柔軟な評価方法の設定 ・評価目的や評価対象の内容に応じた適切な方法を採用		
○　評価の国際的な水準の向上	規定あり			規定なし		
○　評価の実施時期 ・　研究開発終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施	追跡評価を実施する必要性の有無は、終了評価の際に判断	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）	「消防防災科学技術研究推進制度」について、追跡評価を実施	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）
○　評価方法 ・　あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定	あらかじめ設定した定量的な目標の達成度等、具体的な指標・指標による評価基準を可能な限り活用	記載なし	記載なし	評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法（評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等）を明確かつ具体的に設定	（該当する評価なし）	（該当する評価なし）
・　必要性、効率性、有効性の３観点の下評価項目・評価基準を設定	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	（該当する評価なし）	（該当する評価なし）
（参考）その他の主な評価の観点	情報通信分野において特に留意すべき観点 （標準化・相互接続性、知的財産に関する取り組み、急速な技術革新への対応、社会的インパクトの大きさ）	公平性、優先性	公平性	消防防災分野において特に注意すべき観点 （実用化・制度化、適時性・緊急性、新技術等への適応性、国際基準との整合性）	（該当する評価なし）	（該当する評価なし）

（注）１　「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。
　　２　「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

区　　分	財　　務　　省			文　部　科　学　省		
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領」 平成19年３月改定（平成15年６月制定）			「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」 平成21年２月改定（平成14年６月制定、17年９月改定）		
[大綱的指針のポイント（評価関係）]	**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**		**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**	
○　効果的・効率的な評価の実施 （重層構造における評価の効率的実施、評価の実施・活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	規定なし			・研究開発の特性に応じた評価相互の有機的な連携・活用 ・評価に関する必要なデータ等を収集・蓄積 ・可能な限り既に行われた評価結果を活用		
○　評価の国際的な水準の向上	規定なし			規定あり		
○　評価の実施時期 ・　研究開発終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施	追跡評価に際しては事後評価結果を活用	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）	研究開発が終了した後に、一定の時間を経過してから追跡評価を実施	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）
○　評価方法 ・　あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定	規定なし	（該当する評価なし）	（該当する評価なし）	・評価対象や目的に応じて評価方法（評価の観点、評価項目、評価基準、評価手法、評価過程、評価手続等）を明確かつ具体的に設定 ・評価基準をあらかじめ明確に設定	記載なし	記載なし
・　必要性、効率性、有効性の３観点の下評価項目・評価基準を設定	必要性、効率性、有効性	（該当する評価なし）	（該当する評価なし）	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性
（参考）その他の主な評価の観点		（該当する評価なし）	（該当する評価なし）		関連施策との関係（役割分担・連携状況）、代替手段との比較、公平性、優先性	関連施策との関係（役割分担・連携状況）、代替手段との比較、公平性、優先性

（注）１　「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。
２　「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

区　　分	厚　生　労　働　省			農　林　水　産　省		
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」 平成21年12月改定（平成14年８月制定、20年４月改定）			「農林水産省における研究開発評価に関する指針」 平成18年３月改定（平成13年４月制定、14年５月改定）		
[大綱的指針のポイント（評価関係）]	**【評価指針等の規定】**	**【評価指針等の規定】**		**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**	
○　効果的・効率的な評価の実施 （重層構造における評価の効率的実施、評価の実施・活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	・データベースを構築し、管理 ・申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等における電子システム化を進めること ・評価が相互に密接な関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用 ・個々の個別課題等の評価結果を活用するなどして、それらを全体として効果的・効率的に評価			・データベースの活用 ・既に実施された評価資料の活用 ・個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用		
○　評価の国際的な水準の向上	規定あり			規定なし		
○　評価の実施時期 ・　研究開発終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施	必要に応じて追跡評価を実施	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）	・研究終了後一定期間経過後の研究成果の普及・活用状況の把握を行う追跡調査を、研究成果公表後、概ね５年の間、毎年度実施 ・必要に応じ特定の研究開発を対象として、社会・経済等への効果や波及効果について、掘り下げた調査を実施	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）
○　評価方法 ・　あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定	・あらかじめ評価方法（評価手法、評価項目、評価基準、評価過程及び評価手続等）を明確かつ具体的に設定	記載なし	記載なし	評価項目及び（４ランク分け）した評価基準に従って評価を実施 【研究開発評価実施要領】	記載なし	記載なし
・　必要性、効率性、有効性の３観点の下評価項目・評価基準を設定	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性		必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性
（参考）その他の主な評価の観点					重要性、妥当性、明確性	明確性、妥当性

（注）１　「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。
２　「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

区　　分	経　済　産　業　省			国　土　交　通　省		
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「経済産業省技術評価指針」 平成21年３月改定（平成14年４月制定、17年４月改定）			「国土交通省研究開発評価指針」 未改定（平成14年６月制定）（注３）		
[大綱的指針のポイント（評価関係）]	**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**		**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**	
○　効果的・効率的な評価の実施 （重層構造における評価の効率的実施、評価の実施・活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	・明確で実効性のある評価システムを確立・維持するとともに、費用対効果の高い評価を実施 ・関連する複数の技術に関する施策・事業が有機的に連携をとって、体系的に政策効果をあげているかを評価 ・評価データベース等の整備			・既に行われた評価結果を活用 ・評価目的や評価対象（課題等）に応じた適切な方法を採用		
○　評価の国際的な水準の向上	規定あり			規定なし		
○　評価の実施時期 ・　研究開発終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施	終了して数年経った技術に関する施策・事業を対象に、終了後、成果の産業社会への波及が見極められる時点に総合的に評価を実施	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）	規定なし	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）
○　評価方法 ・　あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定	評価の類型及び技術に関する施策・事業の態様等に応じて標準的な評価項目・評価基準を技術評価室が設定	記載なし	記載なし	あらかじめ評価方法（評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等）を明確かつ具体的に設定	記載なし	記載なし
・　必要性、効率性、有効性の３観点の下評価項目・評価基準を設定	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性	必要性、効率性、有効性（達成度）
（参考）その他の主な評価の観点					社会性、応用性・革新性、実現可能性、導入効果	妥当性

（注）１　「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。
２　「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。
３　国土交通省では、平成22年３月末に大綱的指針に沿った研究開発評価指針に改定することとしており、今後は同指針に沿って研究開発評価を行うこととしている。

区　　分	環　境　省			防　衛　省		
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「環境省研究開発評価指針」 平成21年８月改定（平成14年４月制定、18年10月改定）			「防衛省研究開発評価指針」 平成21年８月改定（平成14年３月制定、20年５月改定）		
[大綱的指針のポイント（評価関係）]	**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**		**【評価指針等の規定】**	**【評価書の記載内容】**	
○　効果的・効率的な評価の実施 （重層構造における評価の効率的実施、評価の実施、活用等に関する責任主体の明確化、評価関連情報の機関横断的な活用促進と評価のための電子システムの導入）	・評価結果等の相互活用や評価方法の調整等を行い、全体として効果的・効率的に評価を実施 ・時系列的に実施される評価については、後の段階の評価では前の段階の評価結果を活用する等有機的に連携して実施 ・データベースを整備			・各自衛隊等要求の技術研究開発及び重要自隊研究に関する事前評価…防衛政策局防衛計画課が評価実施主体の中心となり実施 ・評価実施主体と被評価実施主体の協調関係と緊張関係の構築		
○　評価の国際的な水準の向上	規定あり			規定なし		
○　評価の実施時期 ・　研究開発終了後、一定の時間を経過してから、追跡評価を実施	研究開発の終了後、一定の時間を経過してから実施	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）	技術研究：研究完了後５年～10年経過後に実施 技術開発：部隊配備後１年程度後に実施	（事前） －	（事後） （該当する評価なし）
○　評価方法 ・　あらかじめ評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程等）を明確かつ具体的に設定	評価の目的、対象、時期や、研究開発の性格に応じた適切かつ柔軟な評価方法を明確かつ具体的に設定 ・評価基準をあらかじめ明確に設定	（該当する評価なし）	（該当する評価なし）	評価基準や評価項目をあらかじめ明確に設定	記載なし	記載なし
・　必要性、効率性、有効性の３観点の下評価項目・評価基準を設定	必要性、効率性、有効性	（該当する評価なし）	（該当する評価なし）	必要性、効率性（総合取得改革の観点）、有効性（達成度、貢献度等） 【研究開発評価実施要領】	必要性	有効性（達成効果）
（参考）その他の主な評価の観点	環境政策上の妥当性等 【研究開発施策】	（該当する評価なし）	（該当する評価なし）	合理性（要求事項、実施計画等）、進ちょく度 【研究開発評価実施要領】	適正性、妥当性	教訓事項等

（注）１　「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。
２　「評価方法」の「評価書の記載内容」については、「評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程」のすべての項目を満たしていない場合において、「記載なし」と整理した。

資料Ⅰ－２－１－④　　研究開発施策の評価の対象

区分	研究開発戦略	研究開発政策等	研究開発制度
総　務　省	●研究開発の推進に関する方針（我が国の国際競争力を強化するためのＩＣＴ研究開発・標準化戦略等） ●消防防災科学技術推進戦略	―	●競争的研究資金（課題公募型） ●重点的研究資金（課題指定型） ●重点的研究資金（独立行政法人委託型） ●助成金 ●その他の研究開発支援（施設整備等） ●消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金）
財　務　省	―	―	―
文部科学省	―	●文部科学省政策評価基本計画における施策、事務事業（研究開発課題を除く）のうち、研究開発に関するもの等	○研究開発課題を運営する制度
厚生労働省	―	―	●厚生労働科学研究費補助金による各研究事業 ●国立高度専門医療センター特別会計におけるがん研究助成金等による研究事業 ●独立行政法人医薬基盤研究所が実施する基礎研究推進事業及び医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業 ●特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業 ●結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業
農林水産省	●「農林水産研究基本計画」（平成 17 年３月 30 日農林水産技術会議決定）の「Ⅲ農林水産研究に関する施策」に位置づけられた研究施策	―	○産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成・流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度
経済産業省	―	○プロジェクト及び競争的資金制度による研究課題である技術に関する事業並びに同一又は類似の目的を有する技術に関する事業のまとまりである技術に関する施策	○経済産業省における具体的に研究開発を行う個別の実施単位である研究開発制度

国土交通省	―	○特定の行政目的を実現するための研究開発の方策・方針（複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。省の根幹的政策目標を示す基本的方針や戦略的計画は含まない。）	○政策目標を具体化するための研究開発制度等（競争的研究資金制度や政策目的を実現するための研究開発に係わる制度・事業等）
環 境 省	―	―	●地球環境研究総合推進費 ●環境技術開発等推進費 ●廃棄物処理等科学研究費補助金 ●地球環境保全等試験研究費（公害防止等試験研究費、地球環境保全試験研究費） ●地球温暖化対策技術開発事業 ●ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業
防 衛 省	―	●複数の研究開発項目をとりまとめた分野（例えば、無人機関連技術、ＮＢＣ関連技術、個人装備関連技術、ネットワーク関連技術等）	●当該組織が所管する装備品等の研究開発に係る制度

（注）１　各府省の研究開発評価指針等を基に作成した。
２　●印は、対象が具体的に特定されていることを示す。
３　○印は、対象が具体的に特定されてはいないが、対象となる政策の類型を示していることを示す。
４　―は、研究開発評価指針等に記載がないことを示す。